

新しい在留管理制度が2012年7月9日(月)からスタート

《新しい在留管理制度の対象となる人＝中長期在留者》

○ 新しい在留管理制度の対象となる人は、入管法上の在留資格をもって日本に中長期間在留する外国人(以下「中長期在留者」といいます。)で、具体的には、次の①から⑥のいずれにもあてはまらない人です。

- ① 「3月」以下の在留期間が決定された人
- ② 「短期滞在」の在留資格が決定された人
- ③ 「外交」又は「公用」の在留資格が決定された人
- ④ 「特定活動」の在留資格が決定された、亜東関係協会の日本の事務所若しくは駐日パレスチナ総代表部の職員又は家族の方
- ⑤ 特別永住者
- ⑥ 在留資格を有しない人



在留カード

○ 中長期在留者に対し、上陸許可や、在留資格の変更許可、在留期間の更新許可などの在留に係る許可に伴って、在留カードが交付されます。

○ 新しい在留管理制度の導入に伴い、外国人登録制度は廃止されますが、中長期在留者が所持する外国人登録証明書は一定の期間「在留カード」とみなされます。

【外国人登録証明書が「在留カード」とみなされる期間】

永住者	16歳以上の方	2015年(平成27年)7月8日まで
	16歳未満の方	2015年(平成27年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
特定活動 (入管法別表1の5の表の下欄二に掲げる活動を除く)	16歳以上の方	在留期間の満了日又は2015年(平成27年)7月8日のいずれか早い日まで
	16歳未満の方	在留期間の満了日、2015年(平成27年)7月8日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで
それ以外の在留資格	16歳以上の方	在留期間の満了日
	16歳未満の方	在留期間の満了日又は16歳の誕生日のいずれか早い日まで

○ 「みなし再入国許可」の制度が導入されます。

有効な旅券と在留カードを所持する外国人の方(注)が、出国する際に出国後1年が経過する日又は在留期間の満了する日のいずれかの早い日までに、日本で出国前と同じ活動を継続するために再入国しようとする場合には、原則として地方入国管理官署で「再入国許可」を受ける必要がなくなります。

(この制度を「みなし再入国許可」といいます。)

(注)外交官の方なども対象となります。

「みなし再入国許可」で出国するときには次の点に注意してください。

- ① 出国する際には、みなし再入国許可で出国することを再入国出国記録(EDカード)の所定の欄に記載し、出国審査で旅券と同出国記録とともに必ず在留カードを提示してください。
- ② みなし再入国許可で出国した方は、出国後1年が経過する日又は在留期間の満了する日のいずれかの早い日までに再入国しないと、在留資格が失われることとなります。
- ③ みなし再入国許可で出国した方は、その有効期間を海外で延長することはできません。

したがって、1年を超えて出国する可能性がある場合は、あらかじめ、住居地を管轄する地方入国管理官署において再入国許可を受けるようにしてください。

次の方は、みなし再入国許可制度の対象となりません！

- ・ 在留資格取消手続中の者
- ・ 出国確認の留保対象者
- ・ 收容令書の発付を受けている者
- ・ 難民認定申請中の「特定活動」の在留資格をもって在留する者
- ・ 日本国の利益又は公安を害するおそれがあること、その他の出入国の公正な管理のため再入国の許可を要すると認めるに足りる相当の理由があるとして法務大臣が認定する者



○ 次の場合には、届出・申請をする必要があります。

新しく住居地を定めたとき又は住居地を変更したとき

市区町村での手続

新しく住居地を定めた日又は住居地を変更した日から14日以内に、その住居地の市区町村に在留カードを提示して(注)住居地を届け出てください。

(注) 2012年7月9日以降に入国する際、旅券の上陸許可証印の近くに「在留カード後日交付」と記載される場合がありますが、そのような方については、在留カードの代わりに当該旅券を提示して住居地を届け出てください。

(注) 2012年7月9日以降、住民票が作成された外国人の方が他の市町村に転出する場合、住民基本台帳法の規定により、転出前の市町村で転出届を行う必要があります。

氏名、国籍・地域等を変更したとき

地方入国管理官署での手続

結婚して姓や国籍・地域が変わった場合など、氏名、生年月日、性別、国籍・地域を変更したときには、変更した日から14日以内に、旅券、写真、在留カード及び変更した事実が分かる資料を持参して地方入国管理官署において法務大臣に届け出てください。

(注) 16歳未満の方に関する届出の場合は、写真を持参いただく必要はありません。

在留カードをなくしたり、著しく汚したりしたとき

地方入国管理官署での手続

在留カードの紛失、盗難、滅失、著しい汚損又は毀損等が生じた場合には、地方入国管理官署で再交付を申請してください。

(注) 在留カードの紛失、盗難又は滅失などで所持する在留カードを失った場合には、申請の際に、警察署で発行される遺失届受理証明書、盗難届受理証明書、消防署で発行される火災証明書等の疎明資料を持参してください。

在留資格に基づく活動を変更、又は在留期間が満了するとき

地方入国管理官署での手続

在留資格変更申請や在留期間更新許可申請をしてください。それらの申請の際には、旅券、写真、在留カード及び所定の資料を持参して地方入国管理官署で申請をしてください。

○ 在留資格に応じて、次の申請・届出をする必要があります。

《在留資格「永住者」、16歳未満の方》【地方入国管理官署での手続】

在留資格「永住者」の方や、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日までとなっている方は、在留カードの有効期間が満了する前に、旅券、写真及び在留カードを持参して地方入国管理官署で在留カードの有効期間の更新申請をしてください。

※ 永住者の方は有効期間が満了する2か月前から、16歳未満の方で在留カードの有効期間が16歳の誕生日となっている方は16歳の誕生日の6か月前から申請をすることができます。

《就労資格(一部を除く)、留学生及び研修生の方》【地方入国管理官署での手続】

- 2012年7月9日以降に上陸許可や在留期間更新許可などを受けた次の在留資格の方が対象です。
- 「教授、投資・経営、法律・会計事務、医療、研究、教育、技術、人文知識・国際業務、企業内転勤、興行(本邦の公私の機関との契約に基づいて当該在留資格に係る活動に従事する場合に限る)、技能、技能実習、留学及び研修」の在留資格を持って滞在している方は、その雇用先や教育機関などの所属機関の名称変更、所在地変更、会社の倒産等、雇用等の契約終了、新たな雇用等の契約締結などの移籍が生じた場合には、14日以内に地方入国管理官署に出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。
- 地方入国管理官署において、届出をしていただく際には、在留カードを持参してください。また、郵送による届出の場合は、届出書のほかに在留カードの写しを同封してください。

《配偶者としての在留資格をもって滞在している方》【地方入国管理官署での手続】

- 2012年7月9日以降に上陸許可や在留期間更新許可などを受けた次の在留資格の方が対象です。
- 「家族滞在」、「特定活動(ハ)」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」をもって滞在している方は、その配偶者と離婚又は死別した場合には、その日から14日以内に地方入国管理官署に出頭又は東京入国管理局への郵送により法務大臣に届け出てください。
- 地方入国管理官署において、次の届出対象者の方がそれぞれ届出をしていただく際には、在留カードを持参してください。また、郵送による届出の場合は、届出書のほかに在留カードの写しを同封してください。

外国人在留総合インフォメーションセンター(平日 8:30 ~ 17:15)

TEL 0570-013904(IP 電話・PHS・海外からは03-5796-7112)

○ 住民基本台帳法における転入届・転居届については、最寄りの市区町村までお問合せください。